

## 鳥取県告示第80号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取駅ショッピングプラザ  
鳥取市東品治町111-1

### 2 変更する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 4,901平方メートル  
変更後 2,756平方メートル

### 3 変更する年月日

平成24年10月1日

### 4 届出年月日

平成24年1月20日

### 5 変更に係るもの以外の事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コクミン 代表取締役社長 絹巻 秀展 大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目12-48  
宝製菓株式会社 代表取締役社長 河越 行夫 東伯郡琴浦町大字逢東1075  
有限会社亀甲や 代表取締役 小谷 寛 鳥取市片原二丁目116  
寿製菓株式会社 代表取締役社長 山内 博次 米子市旗ヶ崎2028  
めがねの田中チェーン株式会社 代表取締役社長 田中 登志子 広島県広島市中区袋町一丁目23-102  
有限会社亀井堂 代表取締役 地原 忠美 鳥取市徳尾122  
有限会社八木谷生花店 代表取締役 八木谷 国昭 鳥取市国府町新町二丁目256  
鳥取中浦株式会社 代表取締役社長 鷓鴣 順 鳥取市浜坂六丁目14-11  
マルヨ食品株式会社 代表取締役社長 中村 善則 兵庫県美方郡香美町香住区香住1234  
株式会社前田商店 代表取締役社長 前田 一郎 鳥取市福部町海士20-1  
有限会社輝商会 代表取締役 影井 美穂 鳥取市古市289  
有限会社アイウィッシュ 代表取締役 安宅 陽喜 鳥取市江崎町104  
株式会社梅月 代表取締役社長 高橋 耕太郎 岡山県倉敷市阿知一丁目7-2

#### (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 145台

##### イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 814台

(鳥取市営鳥取駅高架下第2自転車駐車場として開設されているが、鳥取駅ショッピングプラザとしては使用契約していない。)

##### ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

- (イ) 面積 49.122平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
  - (イ) 容量 338.9立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日(時間制駐車場)
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (ア) 出入口の数 2か所
    - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後9時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成24年2月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。